

秋田大学医学部附属病院長選考基準

令和5年12月12日
国立大学法人秋田大学長

「秋田大学医学部附属病院長適任者選考規程」第3条に基づき、病院長適任者を選考するに当たっての基準を以下のとおり定める。

1. 医師免許を有している者。
2. 特定機能病院の管理者として、医療安全管理について十分な知見を有するとともに、次に掲げるいずれかの業務の経験を有する者。
 - (1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - (3) 医療安全管理部門における業務
 - (4) その他上記に準じる業務
3. 病院組織における管理運営・経営の経験を有し、適切な組織の編成や健全な財務基盤の構築を推進できるなど、強いリーダーシップを持って特定機能病院の管理運営ができる者。
4. 秋田大学の基本理念の実現に向け、医学部附属病院としての具体的な構想を提示し、それを実現できる者。
5. 県内唯一の特定機能病院である本院の管理者として、先進的な医療の開発・提供及び臨床研修の実践にリーダーシップを発揮すると共に、地域の医療機関と連携し、中核的役割を果たすことができる者。
6. パンデミック対策や自然災害に対する危機管理体制の構築に精通し、有事において迅速かつ的確な病院運営を実行できる者。
7. 医師不足、医師の不均衡分布が問題となる秋田県において、遠隔医療技術などの医療DX化を積極的に推進し、よりよい医療提供を行うために幅広い見識を有する者。
8. 医師の働き方改革を巡る課題解決に取り組み、診療・教育・研究を両立させつつ、病気の診断・治療や新たな医療技術開発等の先進的研究を積極的に推進することができる者。